

て本当に大事なこれからツールだと思いますので、頑張って我々議員も前向きに取り組んでいく所存でございますので、行政のほうもどうか協力できることがあれば協力をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、今回ことし最後の質問でありますけども、特に今回は中学校の統廃合に関するまでの準備、クラブ活動の合同練習と交流授業を早目に進めてあげることが今中学校1年生、2年生、1年たつともう卒業間近になってしまいます。クラブ活動ももう活動できない状況になりますので、本当に1分1秒が大事な中学校生活を送る上で大切な時間なんで、それを我々大人が環境づくりを事前にしてあげること協力お願いしたいことと、来年1月7日スポーツ室を楽しみにしていますので、どうかよろしくお願いします。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○小松文人議長　　以上で4番藤田伸也議員の一般質問は終結いたしました。

11番　山下正浩議員。

山下正浩議員の一般質問の前に一言お聞きします。この市民の真意を踏みにじる悪辣・非道な庁舎移転問題の「悪辣・非道」をどうしても入れんといけませんか、表題へ。

○11　番（山下正浩議員）　何を。

○小松文人議長　　何をということない。

○11　番（山下正浩議員）　どこへ。

○小松文人議長　　これをのけても表題としては成り立つと思いますが。どうしても入れんといかん理由がありましたら。

○11　番（山下正浩議員）　入れちゃってほしい。

○小松文人議長　　いや、理由はありますか。理由。

○11　番（山下正浩議員）　これけんど、市民のあれやろ、庁舎は、99.38%が……

○小松文人議長　　「悪辣・非道」はあなたの主観であってよね、表題としては、市民の真意を踏みにじる庁舎移転問題でいいじゃないですか。

○11　番（山下正浩議員）　自分はそう思う。

○小松文人議長　　それをほんで、いうたら議員の発言をとめるつもりはないし議員の発言は自由でありますので、それは個人の責任でやっていただいたらいいですが、この表題になったら議会の責任になりますので。

○11　番（山下正浩議員）　そんなことない。

○小松文人議長　　そんなことない言うても。議長としてこれはのけたいと思いますので。

○11　番（山下正浩議員）　のけるもんやったらのけ。

○小松文人議長　　はい。のけちょいてください。

○11　番（山下正浩議員）　そもそもプロジェクトチームとは私が調べた百科事典を引用しますと、ある特定目的のために、今回の場合は庁舎移転候補地の選定がそれに当たるわけですが、臨時的に編成されるチームリーダーほかスタッフ全員が各専門分野から選抜された専門家

で構成され、かつチーム自体が組織から独立した一つの責任権限、目的達成までスタッフが共同してプロジェクトチームの遂行、つまりは計画の実現に当たるものであります。しかるに、このたびの発表されたいわゆるプロジェクトチームのメンバーは、定例市議会で執行部席に鎮座されている見なれた課長の面々であります。お世辞にも専門知識を持った方々とは到底思われぬ者たちです。

専門知識の全くない前副市長を除く、さきの新庁舎建設地検討委員会のメンバーには、少なくとも地盤工学、地盤耐震工学、防災学、危機管理論、都市計画、産学官民連携、地域再生事業、地域・都市計画、交通工学等の専門家がおり、十分な労力を費やして、安芸中インターチェンジ、これは仮称です、北側から県道高台寺川北線付近までの区域としますと答申されております。しかし、市長、前副市長はこの貴重な意見を無視して、さきの議会でこれまで一度も話題にすら上がらなかった桜ヶ丘町の市有地を候補地として寝耳に水のごとく強引に提案したあげく、否決されたことは記憶に新しいところでございます。

このような無用な結果を反省しようともせず、今度は市長の思いのままにならない専門家を外した、加えて市長のイエスマンばかりを集めたメンバーで構成された執行部の言うプロジェクトチームの出す答申は、当然市民からすれば全く信頼のおけるものではない。だったら市民が一番熱望している現地での建てかえをしてあげるべきではないですか、見解を市長に伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　まず庁内プロジェクトチームにつきましては、以前も御説明させていただきましたが、市の職員、要綱がございしますが、市の職員で構成して私が方針を出すに当たりましてのいろんな材料を検討して私に報告をしてくれるという組織でございます。

そして現在地へということでございますが、私2回昨年、ことしと各地域で説明会を開催させていただきました。その中での市民からの意見というのを踏まえて今回に至りました。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員）　市長はいつでもその確証のないことを言うけど、そのいや、理由は市民から確証があるんかね、ないやろ。市長、さきの市民アンケートでは、大多数の住民の意見は移転です。賛成はわずか1%にすぎないものでした。あとの99%の市民は現庁舎跡への建設を望んでいるものです。これについての市長はどのように思うか、後で聞きますが、ここには反対したというが歴然とした確証がありますよ。市長は確証のないもんをさもあったように言っちゃうけど、それは確証のないもんやから、市長、庁舎移転については市民の意思が第一義じゃないですか。市民にそれを仰ぐのが当然じゃないですか。だったら一度主権者である市民の意思を確かめるのが市長の責務だと思いますが。まず移転については賛成か、反対か、市民投票を行って確かめた上でするのが市長の責務じゃないですか。まず移転については賛成か、反対か、市民投票を行って次に議会に諮る。これこそが市民本意の市政じゃないですか、伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　住民投票ということでございますが、住民投票につきましては、安芸市の

場合でしたら私が議会へ提案することもできますし、議員の皆様も提案することができますし、住民の方が提案することもできます。最終的に決定するのは議会ということでございます。以前私、答弁させていただきましたが、私のほうから住民投票につきまして提案するという考えは現在持っておりません。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員）　これも後から言うけどね、市長。市民の意見を募集したら99.38%移転は反対ですよ。それで議会へ諮ったら今度は2度も否決ですよ。だから市長は民主主義というものを知らんと言っている。3月20日付の高知新聞によると、庁舎移転問題は堅持したまま、新年度以降庁内にプロジェクトチームを組織し候補地選定に取り組むと、市民の意思を無視し市民の目をくرامすことを言っております。平成30年第1回定例会会議録、第340号20ページ2行目から6行目までの議案、第5号の読み上げを願います。340号。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　第340号、安芸市議会議事録の20ページ2行目から6行目までを読み上げます。

最終的には、南海トラフ巨大地震などいかなる災害時にも市庁舎が機能できる場所に移転することが最も重要であり、かつ有利な財源である緊急防災・減災事業債の活用ができ、市街地から離れ過ぎないことや、既存インフラの活用等を総合的に判断して、新庁舎の位置につきましては、平成29年第4回定例会で提案させていただきましたとおり桜ヶ丘町3130番地ハに移転する必要があるとして再提案いたしました。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員）　市長、ここでは有利な財源である緊急防災・減災事業債の活用ができ、市街地から離れ過ぎないことから既存のインフラ活用などを総合的に判断してなどと言いたい放題です、こら。こういうて言っていますね。安芸市事務所設置条例の一部を改正する条例に関する部分のみの提案理由を当時の気持ちを思い起こしながら読み上げを願います。29年第4回定例会会議録、第339号216ページ34行目から217ページ1行目にかけての議案第111号の読み上げを願います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　第339号の216ページ34行目から217ページ1行目までを読み上げます。

移転先については、有利な財源である緊急防災・減災事業債の活用ができ、市街地から離れ過ぎないこと、駅からの近さや既存インフラの活用等を条件として検討を重ね、11月にお示した候補地のうちから、新たな庁舎位置案を桜ヶ丘町3130番地ハとするものでございます。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員）　課長。読み上げてくれ言うに、そこだけ読んでくれたらいい。29回、第4回やそんなこと言うよばん。それはもうこっちが言いゆうわけやから。さきの新庁舎建

設地検討委員会に一度も候補地に上がらなかった桜ヶ丘町を唐突に候補地としたのはなぜか、その理由を簡潔に市長に見解を伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　お答えいたします。

当時建設地検討委員会の答申をいただきまして、そして昨年5月に市民からの意見募集を1月間行いました。その中でこれも議会で以前御説明させていただきましたが、農地の関係、インフラ整備の関係とかさまざまな市民からの意見がございまして、それを踏まえた結果、検討委員会からの答申自体は象徴的な場所を4カ所選んだものでございますので、それプラス市民の方から意見をいただいた部分で市有地であるということも踏まえまして桜ヶ丘のほうへ市としての方針を決めさせていただきました。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　市長、けんどさきの検討委員会で候補地と上がったところはね、これは向こうがしたじゃなしに市がこれを検討してくれやろ、その場所は。そのときにもう市有地やないということは最初からわかつちよったやろ。

そのプロジェクトチームの人数を伺います、人数のみ。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　7名です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　その担当部署と氏名を聞きたいけども、時間がないきんやめるけんど、そのプロジェクトチームは市職員ばかりで構成され、今回は前回の検討地検討委員会のように専門知識のある外部からただの一人も入っておりませんよ。どうして入れてないか、簡潔にお願いします。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　専門家等の有識者については、建設地検討委員会の中で検討され答申をいただいております。プロジェクトチームにつきましては、この答申をもとに建設地を検討しているものでございまして庁内の関係課で組織をしております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　そんな言い逃れすることはない。このプロジェクトチーム一つもここの、これが入ってないやんか。検討委員会が検討した場所やないやろ、桜ヶ丘は。これまた後で言うけどね、今のこの県道の高台寺川北線は、これはプロジェクトチームは最初候補地としたところやろ。本来は専門家の知見を受けて津波対策等を検討するのが本筋ですよ。だから前の7人のうちに前副市長をのけた6人が全部専門家やった、さっきも言うたように。定例会会議録第332号、19ページ23行目から25行目までの読み上げ願います。読み上げだけでえい。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　読み上げます。

公共施設の耐震化では、市役所庁舎の建てかえ場所について、学識経験者等で構成する専門家委員会を設置し、事前の復興などさまざまな観点から御意見をお伺いするとともに、議員の皆様のお意見もお伺いしながら、来年度中に建てかえ場所を決定する予定であります。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　市長、このプロジェクトチームには学識経験者は誰もおらんですよ。これで事前の復興なんてできますか。建設地検討委員会において最終的に候補地として選定されたその区域を伺います。区域だけでいい。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　今後整備が予定されている地域高規格道路阿南安芸自動車道・安芸中インターチェンジ（仮称）北側から県道高台寺川北線付近までの区域とします、ということです。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　今回のプロジェクトチームはここが入っちゅうやろ。29年1月31日、建設地検討委員会が答申で示した地域高規格道路阿南安芸自動車道・安芸中インターチェンジ（仮称）北側から県道高台寺川北線付近までの区域とします、と答申をしておるじゃないですか。検討委員会が貴重な時間をかけて慎重に検討し候補地としたにもかかわらず、それは市長はなぜかほごにしております。どうして尊重してその場所を候補地としなかったのか摩訶不思議であります、これも当初から策略だったんでしょう。検討地検討委員会のメンバーの7人の中に4人専門分野がある方がおりますが、今回のプロジェクトチームは7人の中にそれらの方たちのように何らかの専門分野をお持ちで専門知識のある者が、もしいるとするのであれば氏名とその専門としているその分野の2点を伺います。なかったらいいで。

○小松文人議長　副市長。

○竹部文一副市長　今回の新庁舎建設プロジェクトチームにおきましては、基本庁内組織でございまして市長の命によってその構成員が決められております。このプロジェクトチームにおきましては、先ほど来、財産管理課長が答弁しておりますように候補地につきましては、さきの建設地検討委員会の答申をもとに検討しておりますので、そうした専門的な知見につきましてはさきの専門的な検討地委員会の中で一定反映されているというふうに考えております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　今度のプロジェクトチームが示した3カ所には、この今言うたこれだけやろが、入っちゅうがは。だったら専門知識も全くない素人集団でしょ、これは、市民から見たら。だったら市長、この7名は何を基本として人選したのか全くわけがわかりません。基本としたその理由を簡潔に伺います。

○小松文人議長　副市長。

○竹部文一副市長　新庁舎建設プロジェクトチームにつきましては、庁舎建設にかかわります部門の各課長を人選しております。なおこのプロジェクトチームには必要に応じてチーム員以

外にも参加させることができるということになっております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったらこのプロジェクトチームが新たに検討しているその3カ所の地域、区域だけを伺います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　この区域につきましては、広報11月号、12月号で市民の皆様にもお知らせしておりますが、1つは県道高台寺川北線・インター線の交差点付近、2つ目が桐ヶ内団地周辺、3つ目が今度建設予定の新中学校の西側、この3つの区域を検討しております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だから今も言うたやろ。この今プロジェクトチームがやりゆうが、この県道高台寺川北線・インター線、安芸インター線交差点周辺。だったらその3カ所、地域全てその周辺となっておりますが、周辺とはその周囲何メートルの周囲を指して言いよりますか、伺います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　何メートルということはございませんが、候補地を決めるに当たっては、地権者の意向というのが非常に重要な要素になりますので、それぞれの3カ所の区域の比較的広い範囲を想定しております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　こんなね周辺いうたらね、東西南北ありますよ。それがまだそのメーターも、何キロぐらいの目安にしちゅうか、それもわからん。そしたらこの県道のあれからいうたら国道までありますよ、そうやろ。雲をつかむようなことを言うたらいかん、市民をだますように。昨年11月13日の連合審査会において、それまで建設地検討委員会が懸命に検討してきた候補地を無視し、ないがしろにして新たな候補地に変更しておりますが、検討委員会に、だったら市長、これは失礼と思いませんか、簡潔に伺います。市長に聞きゆうやろ。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　お答えいたします。

検討委員会で検討していただいたのは、区域を答申のほうへ書いていただいておりますが、象徴的な部分、それぞれ特徴がありますので、津波浸水区域とかまちの中心とか、そういう部分で理解をしておりましたので。ただ検討委員会の委員長のほうへは、その後報告をさせていただいております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったらこの3カ所が、なぜそれを検討せざった、市の中で。桜ヶ丘と西浜だけやろ。前も言うたけど、検討委員会が解散するや否や桜ヶ丘と西浜を出てきた。だから計略的、だから通告書にもそういうふうにしちゃう。市長、候補地は常道手段として私は、今回も3カ所もしておりますが。県道高台寺川北線・インター線交差点周辺、これに決

定しておるでしょ。あと2カ所は関係ないのと違いますか、伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　昨日の一般質問、14番議員の質問でもございましたが、それぞれ地権者とも話をさせていただいた中で、結果的に県道高台寺川北線・安芸インター中の交差点付近の地権者の方が反対という声なかったという結果でございましたので、昨日そういう答弁をさせていただいたところでございます。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったらまたここへまた何で出してくるかね、再び。だったら今言うたように、今県道高台寺川北線、前の検討委員会のときも同じ場所でしょ。広報あき2月号に折り込みの「市役所の移転建替えについて」に記載されている3ページ3行目から16行目までの読み上げをお願いします。わかる。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　はい、読み上げます。

「移転させる場合には、建設費等の70%を財政支援する制度（緊急防災・減災事業債）を創設し、移転を後押ししています。（2020年度までのこの制度を利用した移転建替えでは、安芸市の場合12.6億円以上の助成が受けられます）」と記載をしております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　課長、そこやないろ、間違うちよったろ。そこやないやない。まあ、えいわ。そしたら今度のこのプロジェクトチームがやろうとしている県道高台寺川北線・インター線、この下水道整備に係る布設距離、整備費用わかれば伺います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　交差点付近までですかね。交差点付近まで。

○11　番（山下正浩議員）　いや、そっちがやっちゅうろ。

○野川哲男財産管理課長　交差点付近まで約800メートルで、事業費が約8,000万円でございます。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったら排水設備の布設距離、排水設備に要する費用、これを伺います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　先ほど言いました事業費と延長は、市庁舎建設に伴いまして公共下水道に下水を接続した場合の延長と費用でございます。雨水排水対策につきましては、建設予定地の庁舎の敷地内に調整池を整備する方針でございまして、調整池で調整した水を現況の排水路に放流すると、そういう計画でございます。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　上水道の給水整備に係る整備費用。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　上水道は既にインター線、それから中道線に布設されておりますので、整備費用はかかりません。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったら、いや購入面積、用地購入費用、概算で結構です、わかれば。わからざったらかまん。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　これは、交差点付近でよろしいですかね。

○11　番（山下正浩議員）　こっちはわからんき、どこまで、範囲がね。だからそっちがわかちゅうやろ。どっからどこのへんというが。

○小松文人議長　用地の面積。

○野川哲男財産管理課長　今の計画では、この前お渡しした、先般議員協議会でお渡しした資料では、今のこの敷地が、現庁舎の敷地が約5,500平米です。それに職員駐車場の面積を含めて現在7,700平米から9,000平米で検討をしております、用地費の単価につきましては、これまで市が買収した売買実例を参考にしまして、平米当たり3,300円で試算しております。なお、この金額につきましては、実際に用地を取得するに当たっては、鑑定評価をとって最終的な買収単価は決定するということになります。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　現庁舎の面積を伺います、面積のみ。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　済みません。ちょっと正式な何が、資料を持っているんですけれども、約5,500平米です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　以前の懸念事項として優良農地を潰してしまうということがありましたが、今度の候補地はこの問題は解消していますか、伺います。イエスかノーでいい。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　庁舎の移転場所が農地になりますので、庁舎の敷地については農地が転用されますけれども、農地を守る上でも地権者や耕作者の意向は重要な要素でありますので、そういった地権者の意向に配慮し候補地を決定したいというふうには考えております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　おかしいやろ、それやったら。何名もおる中で全然ほいたら今度はその話が出てこんということは。前回候補地としていたにもかかわらず中止したのは優良農地のことを考慮したことも一因だった、そうでしょう。この優良農地についての事案は、今回は何ら問題なかったということかね、ほいたら。市長、これまで優良農地、優良農地と言ってきましたが、何をもって優良農地という判断をしたのか、するのか、伺います。

○小松文人議長　農林課長兼農業委員会事務局長。

○大坪浩久農林課長兼農業委員会事務局長　優良農地についてでございますが、一般的に優良農地につきましては一団のまとまりのある農地、それですとか土地改良事業などにより整備を行って生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地をいいます。また農林水産省の資料におきましても、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域内の農用地区域内の農地を優良農地としているものもございます。これ優良農地の定義でございます。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったらこの3カ所の候補地、全て優良農地やないですか。それやったらこれを今度問題になるはずや。3カ所とも優良農地。優良農地やいうもんないところないですよ、市長、この周囲は。課長が今言うたように、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて安芸市が設定している農業振興地域内の農用地区域内の農地であると私は思いますが、伺います。もう一回言おうか。農業振興地域の整備に関する法律に基づいて安芸市が設定している農業振興地域内の農用地区域内の農地であると思いますが、伺います。優良農地。

○小松文人議長　農林課長兼農業委員会事務局長。

○大坪浩久農林課長兼農業委員会事務局長　先ほど申し上げた定義によりまして、今回候補地としておる3カ所で桐ヶ内団地周辺以外は、農振農用地内の農地ということになりますので、優良農地でございます。

○小松文人議長　暫時休憩します。

休憩　午後1時58分

再開　午後2時4分

○小松文人議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　市長、新庁舎建設については、将来の子や孫らのため住民のために、またまちづくりなどを考え50年、60年を見てしなければならないと言っておりますが、今回の候補地としている農地は前回取りやめた理由の一つとしていた同じ優良農地でありますよ。その優良農地を今回また候補地としたことは全く整合性がない。理解ができませんが、その矛盾点はないですか。市長は庁舎建設に際してこのような農地にどのようなまちづくりを構想しているのか、おおよそで結構ですので市長の描いているその青写真を具体的に伺っていきます。まず県道高台寺川北線・インター線交差点周辺についてどのようなまちづくりをするのか、おおよそで結構ですので伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　お答えします。

市役所はどこに移転しましても本市の市街地は矢ノ丸・本町等であり、跡地の活用につきましては現在検討を進めておりますし、地域高規格道路整備を見据えた都市計画については現在マスタープランの策定に取り組んでいるところでございます。新たに市役所周辺に市街地をつくると

いう考えは持っておりません。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　市長、的を外れたことを言うたらいかんよ。どのようなまちづくりを構想しちゅうか、それを聞きゆうがですよ。続いて同じく新統合中学校建設予定地、西側周辺についても伺います、おおよそで結構です。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　先ほど答弁いたしましたとおり、市庁舎ができることによって新たなまちを形成するという考えは持っておりません。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　最後に桐ヶ内団地周辺についてはどういう考えですか、伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　桐ヶ内団地につきましても先ほど答弁申し上げましたように、新たなまちづくりを形成する考えは持っておりません。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったら前言うたように50年、60年先を見て庁舎移転を考えないかん、それは全くうそや。単に庁舎移転だけが目的、将来のまちづくりなどは眼中にない、何も構想を持ってないということですよ。だったらそれへ移転するとしたら、この現庁舎の跡地、具体的に計画していますか、何を計画しちゅうか、それだけでえい。

○小松文人議長　企画調整課長。

○国藤実成企画調整課長　跡地利用につきましては、庁内で選抜でプロジェクトチームをつくりまして、そちらのほうで利活用案という形でたたき台を取りまとめております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　当初から何にもそら考えてない。1年前から言いよる。3候補地について庁舎建設に伴うそれぞれの事業費が概算で出ていますか。出ておったら概算費だけ伺います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　概算事業費につきましては、さきの12月7日の議員協議会でお配りした資料でお示ししております。A区域、交差点周辺は交差点の北西、北東、南西、南東と4つに区分しております、これは現実的に庁舎を建てるに当たっては全体は必要ないということで4つに区分しております。用地補償造成費を含めた概算事業費、交差点周辺の北西では約1億9,200万円と。北東で2億1,000万円、南西で1億6,000万円、南東で1億7,800万円であの……

○11　番（山下正浩議員）　もうえい。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　課長、用地費を聞いたがやないよ。それに伴うそれぞれの事業費を聞いた、全体の。さきの建設地検討委員会が、委員が候補地とした3カ所を取りやめた原因の

一つである市有地ではないことを挙げておりますが、今回の3候補地、候補地3カ所の地域全てが市有地なのか、伺います。市有地か市有地やないかだけでえい。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 交差点周辺、交差点周辺の北西部に一部市有地がございます。これサポートハウス用地が、市のサポートハウスがありまして、その用地が市有地です。それから桐ヶ内周辺で桐ヶ内団地が市有地です。それからその農協の北側、JA北支所の北側にサポートハウスがありまして、そこも市有地になっています。それ以外は市有地ではございません。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） 大体これは5,000ヘクタールばあある、予定は、5,000か、5,000ヘクタールばあのもん。

それはけんど市有地がもしあるとしてもわずかなもんやろ。それわずかなもんを市有地、市有地ってほんなもん言うもんじゃないよ。だったらこの県道高台寺川北線、何で取りやめるかね。広報あき2月号に折り込みの「市役所の移転建替えについて」に記載された内容について伺っていきます。

まず4ページ、2行目から3行目までの読み上げをお願いします。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 読み上げます。

「用地交渉や農地の転用手続などに1年以上かかり、国の財政支援を受けられる2021年3月までの完成が困難であることが理由です」と記載しております。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） だったら2021年3月までの完成ですよ。完成はできんでしょう、もう今やったって。だったらこの国の財政支援は完全にアウトですよ。なぜ、そしたら早う進めざったかね。

2ページ、2行目から5行目までの読み上げをお願いします。広報あるん。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 広報の2ページ、2行目から5行目ですね。読み上げます。

「市役所（東庁舎）は、建築後60年近くが経過し、震度6程度の地震で倒壊する可能性が高いと耐震診断されており、来庁者や職員が危険にさらされている状況です。また、ひさしや天井がはがれ落ちる事故も発生しており、急いで建て替える必要があります」と記載しております。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） 市長、市民に対して意図的にこういうことを配って市民に不安をあおって世論を先導しておるのと違いますか。だったらこれひきょうですよ。だから通告書に書いたようにこれは卑劣やと、悪辣。市庁舎建てかえについては議会においても市民においても誰一人反対している者はおらんじゃないですか。反対しておるがは移転は嫌ですと。意思表示ちゃんとしちゅうやないですか、市民は。そんな不安をあおったようなことをしたらいかんよ。市民

が反対しちゃうがは、今も言うように庁舎の移転は嫌ですと。何とか現庁舎跡へつくってくれと、そうじゃないですか、本質をすりかえるもんじゃない。

3 ページ、3 行目から 6 行目までの読み上げをお願いします。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 読み上げます。

「移転させる場合には、建設費等の70%を財政支援する制度（緊急防災・減災事業債）を創設し、移転を後押ししています。（2020年度までのこの制度を利用した移転建替えでは、安芸市の場合12.6億円以上の助成が受けられます）」と記載しております。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） 緊急防災・減災事業債の助成が受けられるのは2020年度までとなっておりますが、だったらさっきも言うように全然間に合わん。これで間に合うかね、間に合わんかね、それだけ伺います。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 今から庁舎を建設するとなれば庁舎の建設は間に合いません。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） 今、県に言うて国へ折衝してもらいよる、言よったわね。こらけんど時限立法ですよ。時限立法とは字のごとく時が限られた法律ですよ。だとすると助成が受けられる期限は過ぎると思います。そうであれば助成を受けることはできん。今も言うたように、これは32年までの時限立法やから。なぜもっと早うにギリギリまで3月ギリギリ、12月の議会まで何でこれを意図的に置いてきたかね。だからさっきの市議会だよりのあれ言ゆうように、卑劣、悪辣、これはかっちり合うちゅうやないかね。

29年12月4日における連合審査会において建築費は1平方メートル当たり46万円、約5,000平米として建築費は約23億円、いや500平米やろ、ここで言うたことは。建築費は約23億円になる。これに相違ないか、イエスかノーで結構です。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 そのときの試算では23億円というふうな試算になっております。23億円で試算しております。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） そういうね、別のこと言うことない。この今は市役所の移転建てかえにここへ記載されておるがで聞きゆうがぞね。だから何ページ何行目言いゆうろ。安芸市が緊防債の助成が受けられるのが約70%とすると、計算上は約16億1,000万円になります。これは助成を受けるようになると私は思います。しかし安芸市が助成の対象とされる上限は18億円である。これに間違いはないですか、イエスかノーでいい。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 緊防債につきましては起債の上限額がありまして、面積の上限が

入庁職員に基準面積35.3、これを掛けますと5,012.6平米、これに基準額36万1,000円を掛けて18億円と。ただこれは庁舎に係る分です。造成費はまた別途対象となるということです。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） それ今、わかるように言いゆうやろう。23億円やったら計算上は16億1,000万円になるやろと、計算上は。けど安芸市が助成の対象とされる上限は18億円、そうじゃないですか、伺います。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 そのとおりです。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） だからほんで打ち合わせしたようにペラペラ先々進んでもいかんということ。計算上を言ゆうがやき。上限が18億円とすれば、その70%の12.6億円が緊防債からの助成が受けられる。建築費の23億円から助成金12.6億円を差し引いた差額の約10.4億円が市の単独負担になると思いますが、伺います。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 おっしゃるとおりです。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） もし緊急防災・減災事業債の助成が受けられなくなったとする。それやったら建築費23億円、全額が一般財源、いわゆる市民の税金等の財源から負担、いわゆる持ち出しになると思いますが、伺います。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 全てを、何て言いますか、単年度で負担することは難しいと思いますので、一定基金を、施設整備基金を充当することになると思いますが、施設整備基金も一般財源という考え方でございます。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） そんなことを聞きやせんやろ。そら後々のどんな補助金が受けれるは、それは聞きやせんやろ。この計算、23億円こうなったらこうなるんと違いますかという。だったら緊防債の受けられなくなった場合は、その主因は何ですか、市長。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 緊防債の期限に間に合わせるために桜ヶ丘町を候補地として2度、議会に提案いたしました。いずれも否決となりました。現時点では、なかなか庁舎の建設に緊防債を充当することは難しい状況でございますが、一つは制度の延長を国、県に要望もしておりますし、また早急に取り組むことによって用地費とか造成費が緊防債の適用の期限に間に合えば受けることができます。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） それはほいたら緊防債のこれは平成23年ごろやなかった。東日本

の災害の先やき。だったらそれから何年かかっちゃうかね。3月までがギリギリやて市民にそういうそを言うて、それやったら何で12月に議会へ諮ったぞね。追加議案で出てきたやろ、12月に。それで3月に間に合わんと、3月にまで間に合わん、だからこの12月議会で決めてくれ、それも計略的やったんやろ。だったらこれは責任は誰にありますか、議会ですか、市民ですか、執行部ですか、市長、伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　まず緊防債の制度の経過を再度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。先ほどから議員がおっしゃられてますが、東日本大震災が発生した年、平成23年の11月21日に創設をされました。翌年の24年度も継続事業とされて、25年度には単年度限りの措置というふうにされておりました。しかし、地方からの要望等を踏まえまして翌26年度から28年度までの3年間の事業として継続をされました。

○11 番（山下正浩議員）　もうえい。

○横山幾夫市長　いいですか。

○小松文人議長　責任はいいですか、答弁は。いいですか。

○11 番（山下正浩議員）　はい。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員）　これは議会にもない。市民にもない。時限立法は、言うたら12月のときに時限立法あったがですか。その2年、3年先に時限立法があったやろ。ほいたらその期間があるやろまだ。3月に決めんと受けれん。そういうことを後で言うけんどね、それも計略的ですよ、市民に、議会に。早うここで決めてくれんとやね、緊防債の対象にならん。そういうふうに持ってきた、私が思うにはね。この広報によね、耐震対策に約3億円がかかる（仮庁舎建設の場合）、どうしてこれ仮庁舎要りますか。仮庁舎が要るときには、ここの現地を壊してそれを建てて仕事する場所がないから仮庁舎やないですか。よそへ建てるにどうして仮庁舎要るかね。そういう市民にうそを言うな。だったら時間がないきんやめるけど、ここは。過去5年間で市税の決算額を出してみた、約18億円前後。さっきも言うたように、これ23億円の分やったらよ、1年以上の一般財源。市税の市税収よりまだ多いです。

だから、ほんでこの責任は誰がとりますか、もうイエスカノーかでえいけど、時間がないきに。だったら市民の財源、からの負担になるかと違いますか、緊防債が受けれんとしたら。イエスカノーでえい、時間がないから。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　おっしゃるとおりです。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員）　市長、最初からそういうふうに言うたら時間食わんのよ、素直に。だったら今度の3カ所については当然検討区域の地権者には説明や意向調査は、それは用地交渉しておると思いますが、しておるかしておらないのかだけでいい、伺います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　意向調査はしておりますが、用地交渉についてはまだ場所が確定しておりませんので、正式な用地交渉はしておりません。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　これは3カ所を3月までに決めるというのがやない、市長、方向性。だったら我々議会に何説明するんかね。ここは用地面積が何ぼあって地権者が何人おって、その用地購入費は何ぼと、それを全部出して我々らあに説明すべきやないですか、特に市民に。恐らく用地購入費なんかは3カ所出ないと思うからもうやめるけど。昨年12月定例会において一度否決された議案を次回3月定例会において再び提案を強行し、結果は惨めにも前回同様否決されております。その提案理由は、市長という権力者によっていかにももっともらしく移転先としてはまさにこの地しかない、あり得ないとして自信満々にうたい上げたものでした。しかし私は、ここに市長とその取り巻き連中の策士としてのしたたかさをかいま見た気がします。それが私の危惧にすぎないことであってほしいと念じつつ、その策はもっと別の市政、施策に使えば市長、よいと違いますか。それはどういうことか私なりの見解を申し上げます。

さきの移転先として挙げた桜ヶ丘町の候補地は市有地であるため、直前に断念したとしても地権者に迷惑をかけるわけでもない。公費を支出したものでもない。そもそも執行部は、はなから桜ヶ丘町は移転先として眼中にない。無論現地での建てかえは論外。つまり本命は紛れもなく今回示された3カ所の候補地の1つである、県道高台寺川北線・インター線交差点周辺とされた場所であったことは歴然であります。市長、そのものずばりじゃないですか。過去にもあったように新火葬場設置場所での候補地同様に当初から本命の場所は決定、他の候補地とした場所は当て馬、単なるカムフラージュであった。つまり過去2度にわたり否決された桜ヶ丘町はすぐ北に山が迫り、津波の危険等も迫る海岸も目の先、加えて市街地から西に遠く離れたいわゆる旧安芸町の端であります。市民誰もが猛反対するのは折り込み済み、反対する議員は把握済み、となると議案の否決は火を見るより明らかで、あとはいかに自然に市民の目を今回新たな候補地としている3候補地に向けると心血を注げばいいわけであります。そうでしょう、市長。今回広報11月においてぬけぬけと新庁舎建設候補地が示されております。

これらのことから、さきの桜ヶ丘町移転議案は、まやかashiで、本来の目的は今回提案した本命の3カ所の移転先候補地に市民の意識がスムーズに向くように誘導した。まさに市民の目を、目先をくらす議案であったことが執行部によって証明されたわけである。民主主義について辞書等で調べますと、人民が主権を持ち、みずからの手でみずからのために政治を行う立場、人民がみずからの自由と平等を保障する生き方、などなどいろいろな解釈が示されております。が、民主主義について市長個人の見解を民主主義について市長はどのように捉えているか、簡潔に伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　お答えいたします。

民主主義、主権在民ということでございますが、御承知のとおり、憲法の前文にこれが載っております。その中で民主主義につきましては簡潔に言いますと、市民が直接もしくは選挙で選ばれた代表を通じて権限を行使し、市民としての義務を遂行することであるというふうに思っております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員）　憲法で一番保障しておるのは民主権ですよ。民主国家の民主とはだったらどのようなものと捉えているか聞こうと思うたけど、先に言われた、やめます。私は民主主義の原則についてこのように考えております。民主主義は住民全体の意思を多数決で決めるシステムであります。決して多数者の意思が少数者から意思を収奪するわけではありません。だからといって多数決を押し通すのは民主的ではないというのでは意思決定という点においては行政上、迅速な業務執行上、これまた合理的ではありません。多数派の利益のために少数派の基本的な権利と自由を取り上げるべきではないと考えることは多数決の原理と少数派の権利の擁護という点から見ると矛盾するように思えるかもしれませんが、自治体における多数決の原理は、施策や予算、それらの結果の承認等公共の課題に関する判断や決断を下すための重要な手段であります。多数派の意見が優先されるものの、実際にこの2つの原則は、民主主義の基盤そのものを支える相対する柱でなければならないと考えるものであります。

民主主義国家の我が国における地方議会の不可欠な要素である多数決原理が議案審議において可否の決定判断するのが過半数議決の原則であります。言うまでもなく過半数議決とは、議案に対する賛成者が半数より多いことであることは先述のとおりであります。そしてその意思は議員選挙を経て住民の意思が各議員に負託されるわけであり。このようなことから我が安芸市における庁舎新築移転の問題につきましても、住民からの負託を受けた議員の判断により自治法の定めのとおり出席議員の3分の2以上の賛成により決することは百も承知しております。しかしあえてなぜここで議会の判断に先駆けて住民の判断を優先させる住民投票を提案したか、それは私が再三主張している庁舎移転に係る住民投票は直接住民の意思を確認する意味においても最も正確な方法であると判断しているからであります。

市長、私は次のことについて幾度となく言ってきましたが、執行部はいつものごとく馬の耳に念仏、どこ吹く風であります。公共と民間の違いがあっても地方公共団体という法人を株式会社の法人に例えるならば市長は単なる取締役であり、その他も単なる取締役及び社員にしかありませんが、市民は企業の所有者、株主であります。であれば株主である住民からの意思を一度確認すべきであります。そのための唯一の方法は、何といたっても先ほど言った民主主義、そうじゃないですか。住民からの直接の意思を問える住民投票が最善の方法であると考えますが、市長の思いを、株主である市民誰もが納得できる見解を伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　住民投票につきましても最初にちょっと答弁させていただきましたが、議員の皆さんのほうから「市長、住民投票をしないのとか」という御質問がございますが、市長だ

けでなく議員の皆さんもできます。市民の皆さんもできます。最終的に決定するのは、この議会の場で決定をすることになりますので、それも今まで何回か言わせていただきました。それと私の考えとしましては、議員が先ほど指摘されましたとおり、その議員のおっしゃることも十分理解できますが、この庁舎につきまして私のほうから、市長のほうから住民投票について提案するという考えは持っておりません。以上です。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったらさっき言ゆうことと全然違うやん、民主主義やろ、民主主義いうたらどんなもんか聞いた。ほんで市民に意見を聞いたら99.38%が移転に反対。今度は議会を尊重するがやったら、議会は2回とも否決、それ以上に何ができるんかね、無理を言うたらいかんよ、市長、従わな。我々行政に携わる議員は、市民の委任によって安芸市という企業の経営に参画していると言えるのであります。企業の経営を一步誤れば民間であれば、たちまち倒産の破綻を招き株主の在位を消失し、そして取締役は株主から責任を問われる結果になるのは当然のことであります。市長、公共法人、民間法人ともにこの原理は同じであると思いますが、どのように思うのか、答えてください。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　お答えいたします。

市民の代表でございます議員の皆様の議決により決定されるものであり、民意が反映されるものであると考えます。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だから議会のほうで2回とも否決や。従わんやろ、市長は。言うこととすることが全然違う。市長、民間法人と違って公共法人は、出資金が自分の懐から出た金でなく、自分の腹の痛まない税金であるがゆえに公共法人の当事者は市民への使命感が、責任感の当事者意識に欠け、事業の失敗や税金の無駄遣いの市民への背任行為をしても悔悟の念はおろか罪悪感さえも持てない一種の倫理音痴に陥るのであります。市長、安芸市行政の現状はいかがですか。市民にもそっぽ向かれますよ、議会も、執行部も。市長は自分の意見を通さな、思いを。人に操られたらいかん。それを市民にはっきり言うて応援するならしてもらう、反対するもんも当然あることはあるけども、当たり前のこと。

地方自治法第4条第2項の条文を伺います。

○小松文人議長　総務課長。

○植野浩二総務課長　「前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」となっております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　市長、ここは条例やないよ、法ですよ。こういうふうに明文せられちゃうじゃないですか。だったら市長、現庁舎跡にするのと今回示した候補地に建設するのと

比較したら住民の利用に最も便利と思われるのはどちらと思うか、単刀直入に伺います、市長に。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　どちらが便利かということでございますが、私の思いは過去、現在だけでなく未来のことも当然考慮すべきと思っておりますので、今まで答弁申し上げてきましたが、南海トラフ等を考えますと、現地以外の津波想定区域だというふうに考えております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　市長ね、そんな回りくどいことを言うことはない。利用、便利と思うのはどちらですか。向こうか、こちらか。市役所の利用者は、市長、東西南北津々浦々から来庁しますよ。だったら交通の事情がよいのはどちらだと思いますか、伺います。

○小松文人議長　財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長　議員が言われますように、利便性だけでいえば現地が一番利便性がいいと思います。

○11　番（山下正浩議員）　利便性だけを聞きゅうろ。

○野川哲男財産管理課長　利便性だけで言えば現在地がいいと思います。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　だったら他の官公署との関係について適当な考慮を払わなければならないとされておりますが、他の官公署からすれば、どちらが適当と思われるのか、市長、伺います。

○小松文人議長　市長。

○横山幾夫市長　他の官公署との関係等については、適当な考慮を払う必要があるというふうに記載をされております。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11　番（山下正浩議員）　しなければならないと、ここは規定されていないよ。払わなければならない。何かそんなね、いちゃもんみたいにつけるもんやない。市長ね、この第4条規定には災害についてのことはどこにも条文にないですよ。その第1項、第2項、第3項だけ、規定しちゃうのは。市民ね、市長、全員の意見を堂々と聞いてするには住民投票しかない。市長の意のままになるものではないですよ。さっきも言うたように法人、企業に例えたら住民が株主、一番権利がある者は住民ですよ。だったらさっきも言うように、この問題の最善の方法は住民一人一人の意見が反映される住民投票を行い、それによって決定するのが市長がよく言っている市民本位の市政、主権在民のあり方じゃないですか。だったら主権在民のあり方とはどのような意味のものか、伺います。

○小松文人議長　総務課長。

○植野浩二総務課長　主権在民、または国民主権、同じやと思いますが、主権が国民にあること、国の政治を最終的に決める権利、主権が国民にあることを言います。

○小松文人議長　11番　山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） 確かに総務課長が言うたように、主権在民とは簡単に言うたら主権が国民に存することでありますよ。だったら市長、これを安芸市に置きかえたらどのように解釈しますか。主権在民、今総務課長が言うてくれたとおり、これをもし安芸市に例えたら、置きかえたらどういうことになりますか。国民と市民とを変えたらえいだけやない、伺います。

○小松文人議長 市長。

○横山幾夫市長 おっしゃるとおり市民でございます。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） だったら一番の最善の方法。市民の負託に応えることは市民本位の市政、主権在民のあり方を第一義とするなら住民投票を行うべきと思いますが、行うか行わないかもう一回、伺います。

○小松文人議長 市長。

○横山幾夫市長 ちょっと同じ答弁になるかと思いますが、住民投票につきましては自治体の長、それから議員、それから住民、それぞれが自由に議会へその条例、住民投票のそれを提案することができます。それで私としては市長のほうから住民投票について議会のほうへ提案するという考えは持っておりません。以上です。

それともう1点、主権在民、民主主義といいますか、住民投票は全国的にさまざまな自治体で行われていることも承知をしております。基本は私としては、日本の民主主義は間接民主主義、議会制民主主義であるというふうに思っておりますので、当然自治体の長と議会が議論をしながらそれをいかに住民の方に伝えていって住民の意見を吸い上げるかということが一番重要であるというふうに思っております。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11 番（山下正浩議員） だからさっきから言いゆう。住民の99.38%が移転反対。議会で2回とも否決。それ以上に市長が言うんなら、前も言うたように独裁国家ですか、日本は。民主国家ですか。市長、くれぐれも言うておきますが過半数じゃないですよ、この案件は。3分の2ですよ。国においては憲法の改正と一緒に。そればあ重要なことやから過半数じゃいかん、3分の2。29年第1回の市議会の定例会で3分の2以上の賛成が得られん、否決された経過があるじゃないですか。安芸市は3分の2に相当する数は9.3人。すなわち10名以上の賛成が必要となるわけですよ。もう結果は何回も言ゆうき、もう言わんけんど、否決としたことはもう事実。だったら住民投票せいと。だったらその意見書を何のためにしましたか。多くの市民の意見を聞くために意見を言うてもろたんじゃろ。その結果が99.38%の人が移転は嫌ですと。こればあ明確に示したことないやろ。もう時間がないき飛ばすけんど市長、いつまでもこんなことしよったら、おてんとうさまは見ておりますよ。あんまり市民をないがしろにするもんじゃない。おのこの議員は各地域の代表として、またそれぞれの人脈を持って市民の代表として議会の場に立たせていただいております。

本来であれば、その負託した議員が審議し決定することに市民が従うことは民主主義国家の一

員として当然のことです。しかし今般の市庁舎移転という住民サービスの拠点を変更し、市民生活に直接影響を与えるような本市においても最重要案件に値するこの問題は、議会の判断とは別に99.38%という圧倒的な庁舎移転に絶対反対、現地での建てかえの市民の声があり、この声を直接聞かずして市民は市長の独断による議会への提案はあり得ないと判断したことによるものです。市長は多くの市民の声に傾聴し、庁舎建設については一部の住民、一部の業者、一部の議員に惑わされずに多くの市民の意向を重んじ市民の負託に応えるのが市長の責務と思いますが、どのように思いますか簡潔にお願いします。

○小松文人議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後3時

再開 午後3時6分

○小松文人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○横山幾夫市長 先ほど議員のほうから多くの市民をないがしろにという御指摘がございましたが、先ほどから議員が99.38%の方が反対されているという御指摘でございますが、昨年の11月に意見募集をした中で人数にして1,324人の方が意見募集で反対の意向を示されております。署名形式や丸で囲む方、意見を書かれた方とかいろいろございますが、ただそれと同時に市内を昨年とことし2回回った中での各説明会の場では意見募集でのその99%という状況ではございませんでしたので、総合的に私のほうは判断いたしましてこのような方針になっております。以上です。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員） だから市長ね、その確証のないことを言うもんじゃない。この99.38%というのは確証があるやろ。29年11月13日、連合審査会においての説明では建設地委員会が示した答申での地域ではなく、新たに2カ所の候補地案を提出しておりますが、その2カ所の候補地を伺います。連合審査会。

○小松文人議長 財産管理課長。

○野川哲男財産管理課長 桜ヶ丘町と西浜でございます。

○小松文人議長 11番 山下正浩議員。

○11番（山下正浩議員） 課長、何の腹が立っちゃうか知らんけど、きれいに言うてくれなわからんよ、何言うたやら。

市長はここでも相変わらず次のようなことを言っております。複数の候補地の中から絞り込みを行い、西浜・桜ヶ丘町の市有地2カ所を候補地案といたしました。いかにも複数のの中から努力を重ねて2カ所まで絞り込んだとして、市民にこのよううそを言うたらいかんですよ。そのように言うて体裁を繕っておりますが、だったら伺います。この2カ所の候補地以外にどのような複数の地域があったか。もう時間がないきやめる。

さきの検討委員会の7人の中には副市長、小松敏伸以外は全部学識経験者だ。だったらその中

で全て協議した内容は副市長は知っちゅうはずや、前副市長は。それを言うたら市長はその内容を一々聞かんですか、どういう協議があったか。聞きよったら市有地の話、1回も出てこんと言ったらおかしいと思わないかんやろ。これも飛ばすけど。だったら西浜地区、候補地としていた、これもおかしいないですか、単なる当て馬や。だったら今度プロジェクトチームが新たな3つの候補地を示す前に、桜ヶ丘町を否決になったら、今度は新たな3カ所じゃなしに西浜を議会へ提案するべきやないですか。それを提案せんと新たに3つの候補地を絞るいう自体がおかしい。だから火葬場、元火葬場。あそこの火葬場の候補地としてやっておる。あれも西浜地区ありきでそのほかは全部当て馬、今度もそう。特に今度は桜ヶ丘と西浜は完全な2つとも当て馬や。

そしたら、きょうの新聞。「造成費、道路などのインフラ整備の必要性など比較し、交差点付近を適地と判断しました」、議会でも1回も適地と言うたことないやろ。「検討委答申を基盤に市街地から離れ過ぎない場所で適地を探した」、単なるこれも言いわけやろ。何でそんなに市民と議会にうそを言うんかね。

これまでの市庁舎移転問題を筆頭に他の数々の失政とも言える執行部の判断はまさに場当たり的、その場しのぎの政策としか言いようがありません。市長を含む執行部が我々安芸市議会に対して喉元過ぎれば熱さを忘れる程度の評価の上で愚策しか打ち出せないのであれば、たとえ安芸市長という立派な肩書を持っていたとしても形ばかりが立派で実際には何の役にも立たないものの、例えの、こういうことはね市長、陶犬瓦鶏言います。陶犬、犬、瓦鶏、瓦、鶏と書く。もうこれ以上言うてもあれやきやめるけど。

主権在民、聞いたかね。

もう1つ聞く。建設地検討委員会の意見の中に東京大学の古村先生の「1000年に一度のことで考えるか、100年で考えると市民の利便性などからこの場所、現庁舎が悪いことではない」、助言を受けちゅうじゃないですか。これはL2か。だから先ほどから言ゆうように、もう移転ありき。そんなことをしたら議会も執行部も市民から見放されますよ、他の市町村からも他の官公署からも。安芸市は何しゆうんだ、自分のことだけ考えちゅうか。だから言ゆうように、今のこの庁舎の北の駐車場に建設したらそこで仕事をしてここを取り壊す、東庁舎は。そうして3階やったら3階から県庁舎へ通路をつくる。今度は西の庁舎。まだ随分新しいわ。それにも通路をつくる。そしたら下へおりることはないやろ。方法は何ぼでもありますよ。そのことを言って私の質問は終わります。

○小松文人議長　　以上で11番山下正浩議員の一般質問は終結いたしました。

13番　尾原進一議員。

○13　番（尾原進一議員）　通告に基づきまして一般質問を行います。お疲れのところえらい恐縮ですが、お願いします。

要旨の市長の政治姿勢について、それから1番目、2番目としてお伺いいたします。

まず市長の政治姿勢について若干お聞きをしたいと思います。これ、横山幾夫さん、御存じですか。まだ市長になってないときのしおりの決意でございます。「現在の安芸市政は現状のまま